

尾花沢市で農業をはじめませんか？

あなたを支える市独自の強力なサポート

あなたのステップに合わせて、さまざまな支援をご用意しています

研修生支援

【対象】尾花沢市民、または尾花沢市へ移住後の就農希望者

最長24ヶ月

- **生活費** ※国の支援制度「就農準備資金」との併用はできません。
単身での研修：10万円/月 | 夫婦での研修：15万円/月
- **住居費**
家賃等（公営住宅可）上限3万円/月
- **車両費**
車両借上料（リース・レンタル）上限4万円/月
車両維持費：定額1万円/月
- **指導経費**（研修生を技術指導する農家の経費）
研修生受け入れあり：12万円/年
研修生受け入れなし：2万円/年



研修生受入農家を随時募集中

すいか農学校研修生の受入農家を募集しています。ご興味のある方は、農林課までご相談ください。



新規就農者支援

【対象】前年の農業所得が200万円以下の方

- **資材等購入費**（資材、種苗等の購入費）
上限10万円/年
- **農地賃借料**（農地法第3条により賃借した農地の賃借料）
上限10万円/年（単価上限 10a/1万円）
- **農作業小屋 賃借料**
年間賃借料の1/2（上限3万円/年）
- **農業機械 賃借料**（農業用の動力式機械の賃借料）
定額3千円/日（利用上限10日/年）



経営開始から5年以内

国の主な支援 ※より詳しく知りたい方は尾花沢市HP（農林課）をご覧ください。

経営発展面への支援（機械・設備、機械リース等が対象）

- 対象者 認定新規就農者（就農時49歳以下）
- 支援額 国1/2（国費上限500万円）※
※都道府県支援分の2倍を国が支援（例）国1/2 県1/4 本人1/4
- ☞ 経営開始5年目までに農業で生計が成り立つ実現可能な計画が必要。

資金面への支援

- 対象者 認定新規就農者（就農時49歳以下）
- 支援額 13.75万円/月（165万円/年）×最長3年
- ☞ 前年の世帯所得が600万円以下であること。超えた場合は支給停止。
- ☞ 交付期間終了後、営農を継続できなくなった場合は返還となる場合有り。

農業体験者支援

【対象】市外在住者で移住後の就農に意欲、関心のある方

- **宿泊費**（滞在中の宿泊料）※指定の宿泊施設に限ります。
上限：5千円/泊、4泊5日まで、3回以内/年、6万円/年
- **交通費**（農作業体験会の参加に要する交通費）
①公共交通 上限：交通費の1/2以内、1万5千円/回、3回以内/年
②タクシー 上限：5千円/日、3回以内/年、3万円/年
※タクシー移動については、市内移動のみ対象となります。
- ③レンタカー 上限：2千円/日、3回以内/年、3万円/年
- **指導経費**（農作業体験会等の技術指導する農家の経費）
定額3千円/日



山形県尾花沢市へGo!



田舎暮らし短期体験助成（下線部）

農業体験と組合せてご利用いただけます。【窓口】定住応援課



尾花沢すいか農学校事務局（尾花沢市農林課内）
〒999-4292 山形県尾花沢市若葉町一丁目2番3号
☎ 0237-22-1115 ☎ 0237-22-1237
✉ nousei@city.obanazawa.yamagata.jp



オバネンネガ
（定住応援課）



尾花沢市HP
（農林課）



すいか農学校HP